

## 次世代法に基づく一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 4月 1日～ 2029年 3月 31日までの 3年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を30%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 2026年 4月～ 2025年度の育児休業の取得状況について実態を把握
- 2026年 5月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討(代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など)・実施

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間15日以上とする。

<対策>

- 2026年 4月～ 2025年度の年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2026年 10月～ 上半期終了時点での年次有給休暇の平均取得状況を把握  
社内メールや朝礼、会議等で年次有給休暇取得促進の声掛け
- 2027年 4月～ 前年度の年次有給休暇の平均取得状況を把握し、結果から問題点を検討し、対策を講じる

目標3：全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月30時間未満とする。

<対策>

- 2026年 4月～ 全社員の2025年度の時間外・休日労働時間の実績を把握
- 2026年 5月～ 毎月開催の管理職会議や時短推進委員会で実態を共有
- 2027年 4月～ 対象従業員の前年度の時間外・休日労働時間の実績を把握し、結果から問題点を検討し、対策を講じる